

平成28年度 市民後見人養成講座 (基礎課程)

開催日	時間	科目
2月21日 (火)	10:00 ~ 15:00	・開講式/オリエンテーション ・成年後見制度概論・各論 ・成年後見制度と市町村責務
2月28日 (火)	10:00 ~ 14:30	・地域福祉・権利擁護の理念 ・市民後見概論
3月7日 (火)	9:30 ~ 15:30	・高齢者理解 ・高齢者施策/高齢者虐待防止法 ・介護保険制度
3月14日 (火)	10:00 ~ 15:30	・障害者理解 ・障害者施策/障害者虐待防止法 ・成年後見を取りまく関係諸制度の基礎
3月21日 (火)	9:30 ~ 14:30	・税務申告制度 ・民法の基礎
3月28日 (火)	10:00 ~ 14:30	・後見実施期間の実務と市民後見活動に対するサポート体制 ・現役市民後見活動グループによる実践報告 ・グループワーク/閉講式

あなたの「力」を、地域に活かしてください！



会場：鴻巣市総合福祉センター

定員：20名 (応募者多数の場合は抽選)

受講料：無料 (但し、資料・テキスト代 6,000円実費負担)

※養成講座の受講により成年後見人等の資格が得られるわけではありません。



市民後見人って？

(答え) 市民後見人とは、特別な資格は持たないものの、養成講座等を受けて成年後見人等として家庭裁判所から選任された住民のことで、同じ地域に暮らす住民の目線で寄り添いながら、きめ細かいサポートをする、住民同士の支え合いによる地域福祉活動です。

どんな活動をするのかな？

(答え) 必要な契約や法律行為を判断することが苦手な方に代わって行い、ご本人の生活と権利を守る活動です。

- ・生活状況の把握のための訪問
- ・預貯金の管理、支払い手続き
- ・必要な福祉サービス等の利用契約、各種手続き
- ・家庭裁判所への定期的な報告 等

~市民後見人養成講座の流れ~



※市民後見人養成講座募集要項につきましては、[国会ホームページ](#)・窓口及び市役所・各公民館にございます。
 なお、1月27日(金)に開催する「市民後見人養成スタートアップ講演会」会場でも入手できます。

申し込み
問い合わせ

1月16日～2月10日までに受講申込 (土・日・祝日を除く9:00～17:00)

鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護・生活困窮者支援グループ

TEL048-597-2100/FAX048-597-2102

住所：鴻巣市箕田4211-1 鴻巣市総合福祉センター内